

令和4年9月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 4 0 号 令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 1 号 令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 2 号 令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 4 3 号 令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 4 号 令和 4 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 5 号 令和 4 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
について
- 議案第 4 7 号 射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 8 号 不動産の処分について
- 議案第 4 9 号 射水市立小杉小学校プール改築（建築主体）工事請負契約につい
て
- 議案第 5 0 号 令和 3 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て
- 議案第 5 1 号 令和 3 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 報告第 1 0 号 令和 3 年度射水市健全化判断比率の報告について
- 報告第 1 1 号 令和 3 年度射水市資金不足比率の報告について
- 報告第 1 2 号 令和 3 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）
- 認定第 1 号 令和 3 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第 3 号 令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 認定第 4 号 令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 認定第 5 号 令和 3 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和 3 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和 3 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 46 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例

(公益的法人等への射水市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公益的法人等への射水市職員の派遣等に関する条例(平成 17 年射水
市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 射水市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に
より異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長さ
れた管理監督職を占める職員

第 10 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 射水市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に
より異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長さ
れた管理監督職を占める職員

(射水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年射水
市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年射水市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「号給に変更することをいう。以下同じ。)」の次に「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 射水市職員の給与に関する条例(平成17年射水市条例第43号)附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに射水市職員の給与に関する条例附則第26項の規定による降給とする」とする。

4 第5条第2項の規定は、射水市職員の給与に関する条例附則第26項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定める方法により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(射水市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 射水市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年射水市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の間において」を「の期間、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(射水市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第5条 射水市職員の定年等に関する条例（平成17年射水市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、

「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができ

る」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の３章を加える。

第３章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第６条 法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、射水市職員の給与に関する条例（平成１７年射水市条例第４３号）第８条第１項又は射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年射水市条例第１９１号）第４条の管理職手当を支給される職員の職（市民病院において医療業務に従事する医師を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第７条 法第２８条の２第１項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。ただし、次に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、年齢６２年とする。

- (1) 政策調整監
- (2) 危機管理監

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第８条 任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任

等をすること。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充すること

ができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条

中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 前項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年射水市条例第21号。以下次項において「整備条例」という。）第5条の規定による改正前の第3条ただし書の市民病院において医療業務に従事する医師については、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び整備条例第5条の規定による改正前の第3条ただし書の市民病院において医療業務に従事する医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における

勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年射水市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 射水市職員の育児休業等に関する条例(平成17年射水市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 射水市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第14条の表及び第20条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 射水市職員の給与に関する条例(平成17年射水市条例第43号)の

一部を次のように改正する。

第4条第11項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「掲げる」の次に「基準」を、「応じた額」の次に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第4条の2を削る。

第13条第2項第2号並びに第17条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第3項並びに第28条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の見出しを「定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外」に改め、同条中「第9条」を「第4条第2項から第10項まで及び第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

26 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第28項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上1

00円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴関係条例の整備に関する条例(令和4年射水市条例第21号)第5条の規定による改正前の射水市職員の定年等に関する条例(平成17年射水市条例第31号)第3条ただし書の市民病院において医療業務に従事する医師
- (3) 射水市職員の定年等に関する条例第9条第1項又第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条で定める職を占める職員
- (4) 射水市職員の定年等に関する条例第第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前号の規定が適用されていた職員を除く。)
- (5) 射水市職員の定年等に関する条例第第1号又は第2号に掲げる職を占める職員

28 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第30項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以

上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第26項の規定を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第28項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第25条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給

料月額と附則第 28 項、第 30 項又は第 31 項の規定による給料の額との合計額」とする。

3.3 附則第 26 項から前項までに定めるもののほか、附則第 26 項の規定による給料月額、附則第 28 項の規定による給料その他附則第 26 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 1 中

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

に改める。

別表 2 中

再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	

に改める。

別表 3 ア中

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		に改める。
	円	円	円	円	円		
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900		

別表 3 イ 中

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

に改める。

別表 3 ウ 中

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

に改める。

(射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 9 条 射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年射水市条例第 191 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「もの及び」の次に「定年前再任用短時間勤務職員(」を加え、「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「占める職員」の次に「をいう。以下同じ。)」を加える。

第 22 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地公法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年射水市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(射水市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 射水市職員の再任用に関する条例(平成17年射水市条例第24号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(射水市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第5条の規定による改正前の射水市職員の定年等に関する条例(平成17年射水市条例第31号。以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第5条の規定による改正後の射水市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事由があると認めるとき

は、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例による定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例による定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例による定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（射水市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末

日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例による定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例による定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、又は第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例による定年に達している者を、従前の

勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用短時間勤務職員（次条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新

は、当該暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例による定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例による定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例による定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例による定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例による定年をいう。附則第8

条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めて

いるものとしたときにおける旧定年条例による定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例による定年が基準日の前日における新定年条例による定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例による定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例による定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例による定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例による定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤

務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例による原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例による原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例による定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例による原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例による原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例による定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年射水市条例第32号）（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 1 1 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 7 条の規定による改正後の射水市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 3 3 号）第 2 1 条第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（射水市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 1 2 条 第 8 条の規定による改正後の射水市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 4 3 号）（以下「新給与条例」という。）附則第 2 6 項から第 3 3 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 1 3 条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第 4 条第 1 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級（新給与条例第 4 条第 2 項に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。）に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 2 5 条第 3 項、第 2 8 条第 2 項第 2 号及び第 2 9 条の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第2項第2号並びに第17条第2項及び第4項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年射水市条例第191号)第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

議案第 47 号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、」を加え、「2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下 (7) において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き

いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする非常勤職員

第2条第4号ウを削り、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 射水市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方

等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め

る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号の次に1号を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 48 号

不動産の処分について

市有地の売却について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 土地の表示

所 在 射水市海王町

地 番 21 番 7、21 番 9、21 番 43、21 番 44、
21 番 45、21 番 46、21 番 47、21 番 48

地 目 宅地、雑種地

地 積 12,773.30 平方メートル

2 処分の目的 射水市海王町地内市有地利活用事業用地として売却

3 売却価格 158,388,920 円

4 契約の相手方 富山県射水市片口久々江 674 番地 2

株式会社 Imizutto

代表取締役 加治 幸大

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 49 号

射水市立小杉小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について

令和 4 年 7 月 12 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立小杉小学校プール改築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立小杉小学校プール改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 188,100,000 円
(うち消費税等 17,100,000 円)
- 4 契約の相手方 永森建設工業・原建設射水市立小杉小学校プール改築
(建築主体) 工事共同企業体
代表者 射水市三ヶ 3973 番地
永森建設工業株式会社
代表取締役 永森 忠志
構成員 射水市作道 2035 番地 4
原建設株式会社
代表取締役 原 龍治

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第50号

令和3年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和3年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金531,170,485円のうち272,000,000円を資本金に組み入れるとともに259,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和4年9月1日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 1 号

令和 3 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 3 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 8 2 3, 7 7 6, 8 5 0 円のうち 4 2 6, 3 4 1, 1 5 8 円を資本金に組み入れるとともに、3 9 7, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
20	令和 4 年 6 月 30 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 176,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 3 年 12 月 28 日 場 所 射水市一条地内
21	令和 4 年 7 月 13 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 649,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 4 年 2 月 23 日 場 所 射水市三ヶ地内
22	令和 4 年 7 月 28 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 522,500 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 介護認定調査訪問時石墾破損事故 発生日 令和 4 年 2 月 25 日 場 所 射水市小島地内

報告第10号

令和3年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月1日 提出

射水市長 夏野元志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.01)	— (17.01)	8.8 (25.0)	78.7 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 1 1 号

令和 3 年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

(別 紙)

射 監 第 6 0 号
令和4年8月29日

射水市長 夏 野 元 志 様

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

令和3年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和3年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年8月17日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.01
連結実質赤字比率	—	17.01
実質公債費比率	8.8	25.0
将来負担比率	78.7	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

令和3年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は8.8%で前年度と同じ、将来負担比率は78.7%で前年度(88.8%)に比べ10.1ポイント低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和3年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年6月14日から令和4年8月17日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

これまで、病院事業会計は資金不足額が発生していたが、令和3年度は、対象の公営企業3会計すべてにおいて資金不足額が発生しておらず、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後、ますます厳しい経営状況になることが見込まれることから、引き続き、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な財政運営に努められたい。

報告第12号

令和3年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により調製した令和3年度射水市継続費（一般会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月1日 提出

射水市長 夏野元志

令和3年度射水市継続費精算報告（一般会計）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				予算額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		
					国 庫 支出金	地方債	その他			国 庫 支出金	地方債	その他			国 庫 支出金	地方債	その他			
4	衛生費	2	清掃費	クリーンピア射 水整備事業費	令 和 元年度	756,933,000		340,600,000	378,466,000	37,867,000	725,228,000		323,800,000	359,786,000	41,642,000	31,705,000		16,800,000	18,680,000	△ 3,775,000
					令 和 2年度	2,050,931,000		1,026,700,000	852,327,000	171,904,000	1,960,484,000		947,100,000	852,327,000	161,057,000	90,447,000		79,600,000		10,847,000
					令 和 3年度	828,734,000		361,300,000	425,660,000	41,774,000	943,628,000		452,100,000	425,660,000	65,868,000	△ 114,894,000		△ 90,800,000		△ 24,094,000
					計	3,636,598,000		1,728,600,000	1,656,453,000	251,545,000	3,629,340,000		1,723,000,000	1,637,773,000	268,567,000	7,258,000		5,600,000	18,680,000	△ 17,022,000

認定第 1 号

令和 3 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令
和 3 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

令和 3 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 3 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

令和 3 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

令和 3 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 3 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志